

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の休日  
及び休暇に関する条例の特例を定  
める条例

（平成元年二月二十一日  
条例 第一一号）

昭和天皇の大喪の礼の行われる日は、蒲郡市幸田町衛生組合職員  
の休日及び休暇に関する条例（昭和三十九年蒲郡市幸田町衛生組合  
条例第七号）第二条第二項に規定する休日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。